

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民主ニュース

2016年8月22日(月)発行

No.197

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

社会保険なんでも相談&交流会を開催 社会保険制度改善を大きな世論に!!



開会のあいさつを大谷社会保険部長が行い、川合一成さん(社会保険労務士、港民商・副会長)より、社会保険の仕組みや加入、給付等について説明がありました。

「社会保険なんでも相談・交流会」を開催し、講師含め、18名が参加しました。

「社会保険なんでも相談・交流会」を開催し、講師含め、18名が参加しました。

この間、社会保険の未加入法人に対し、年金機構から、「来所通知」や「出頭通知」が送付され、「立入検査を行う」^{さかのぼ}「二年遡り、徴収します」^{さかのぼ}等の罰則をちらつかせての加入強制の通知に多くの会員から、不安の問い合わせが寄せられています。



その後、事務局から、社会保険加入をめぐる情勢として、呼び出しなど、強まる社会保険の強制加入の実態、払いたくても払えない社会保険料の問題点や倒産に追い込むような取り立て、そして、全商連の「社会保険制度改善を大きな世論に!!」3つの改善の報告があり、この間の名古屋北部民商会員の交渉の経験も話され、報告を聞いての質問や意見も熱心に出されました。

その間、社会保険の未加入法人に対し、年金機構から、「来所通知」や「出頭通知」が送付され、「立入検査を行う」^{さかのぼ}「二年遡り、徴収します」^{さかのぼ}等の罰則をちらつかせての加入強制の通知に多くの会員から、不安の問い合わせが寄せられています。

中小企業法務プラス! ワンポイント

売掛金回収 ～ 相手が払ってくれない! ②～

さて、取引の相手がなんだかんだ理由をつけて売掛金を支払ってこない場合で、交渉してもらいがあかない場合には、法的手続に訴えるしかなくなりますが、法的手続と一口に言ってもいくつかあります。

その一つは民事調停といって、簡易裁判所で調停委員が仲立ちになって話し合いをして合意する手続です。この手続はあくまで話し合いでの解決を目指しますので、双方に相応の譲歩が求められます。

もう一つは訴訟手続で、裁判を起し、お互いに主張立証して裁判官の判決をもらうものです。この場合には、証拠の有無が決定的に重要になってきます。どのような契約だったのか、仕事や完成品にどんな不備があるのかなど、すべて証拠に基づいて主張する必要があります。契約書・発注書・受注書、工事作業報告書や領収証などの書類はキチンと作成、保存してあるでしょうか。

法的手続に進む場合に気をつけたいのは、そのメリット・デメリットです。もちろん最大のメリットとしては、当然調停や勝訴判決によって売掛金がきちんと回収できる、という点です。他方、デメリットとしては、時間がかかる(訴訟の場合1年程度は覚悟が必要)、費用がかかる(かかった弁護士費用は相手には請求できない)、打ち合わせのために弁護士事務所に行かなければならないし、場合によっては裁判所に行かなければならない、といった点です。さらには証拠が不十分だと裁判官に認めてもらえない場合もあります。これらメリット・デメリットをよく考えて、法的手続に進むかどうかを決めなくてはなりません。

私達も皆さんの話を伺い、理屈に筋が通っているか、資料が十分揃っているか、訴訟になった時に勝てるかどうか、といったことを考え、損得計算を考えた上で訴訟に踏み切るべきか否かについてアドバイスをしています。悩んだときはお気軽にご相談ください。

2016年8月

弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

まで法律は変わらず、『加入せよ』という話はなかったのに、なぜ、今になって脅して加入強制するのか」等の切実な声が続々と出され、改めて「払えば営業できな」社会保険制度の矛盾が浮き彫りにされました。

全商連の三つの改善もよく学び、大きな会勢・大きな世論で、社会保険の改善を進めていくことを確認して、学習会を終えました。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!